

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成24年10月26日（金） 14時00分～15時40分

2 会場

県庁北棟5階A会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、木村委員、佐川委員、河村委員  
商工政策課 5名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【テックランド十和田店に係る新設について】

本件について、事務局から資料2に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 予測地点のすべてにおいて、夜間における騒音レベルの最大値が基準超過となっている。保全対象壁面等での予測では超過地点は2地点となり、超過幅も小さいため、周辺への影響は大きくはないと思われるが、このことについて、付帯要望において強く注意喚起すべきと考えられる。
- ② 駐車場の一部において行うこととなっている夜間閉鎖について、確実に行われるよう強く求めるべきと思われる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・夜間における騒音レベルの最大値の予測値がすべての予測地点で基準を超過しており、第一種及び第二種住居地域でもあることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。また、夜間における駐車場の一部閉鎖の実施が確実になされるよう徹底すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

### 【コメリパワー五所川原店に係る新設について】

本件について、事務局から資料3に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 夜間における騒音レベルの最大値が保全対象壁面等での予測においても基準を超過している地点があるものの、超過幅、周辺の状態を勘案すれば、周辺への影響は大きくはないと思われる。しかしながら、このことについて付帯要望において注意喚起すべきと考えられる。
- ② 必要駐車台数の算定が類似店データからの推定となっており、指針算定式により算出されるものと比べ小さいため、駐車場での円滑な誘導、冬季の除雪・排雪の徹底等による、周辺交通への影響の軽減についての注意喚起の必要性はあるものと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・周辺交通に著しい影響が生じることのないよう、駐車場における、誘導員・サインによる円滑な誘導、冬季における除雪・排雪の徹底などの対策について、十分な配慮をすること。
- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

### 【コメリホームセンター青森階上店に係る新設について】

本件について、事務局から資料4に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 夜間における騒音レベルの最大値が保全対象壁面等での予測においても基準を超過している地点があるものの、超過幅、周辺の状態を勘案すれば、周辺への影響は大きくはないと思われる。しかしながら、このことについて付帯要望において注意喚起すべきと考えられる。
- ② 搬入車両出入口が設置される道路が通学路となっていることから、歩行者、自転車の安全確保についての配慮をより強く求めることが必要である。
- ③ 必要駐車台数の算定が類似店データからの推定となっており、指針算定式により算出されるものと比べ小さいため、駐車場での円滑な誘導、冬季の除雪・排雪の徹底等による、周辺交通への影響の軽減についての注意喚起の必要性はあるものと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・ 等価騒音レベル並びに夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・ 周辺交通に著しい影響が生じることのないよう、駐車場における、誘導員・サインによる円滑な誘導、冬季における除雪・排雪の徹底などの対策について、十分な配慮をすること。また、通学路となっている店舗西側町道への搬入車両入出庫時における場合等、店舗周辺の歩行者、自転車の安全確保の対策について、十分な配慮を行うこと。
- ・ 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- ・ 設置者配慮事項を確実に履行すること。